職場におけるハラスメン トの防止に関する規程

令和 4年 4月 1日制定

職場におけるハラスメントの防止に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、就業規則第35条に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント (以下「職場におけるハラスメント」という)を防止するためにスタッフが遵守するべき事項を定める。なお、この規程にいうスタッフとは、当センターに勤務するすべてのスタッフをいうものとする。

(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの定義)

- 第2条 パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の 必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。なお、 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務 指示 や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。
 - 2 セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他のスタッフの対応等により当該スタッフの労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他のスタッフの就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。
 - 3 前項の他のスタッフとは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべてのスタッフを含むものとする。
 - 4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、スタッフの妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する 言動によりスタッフの就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する 言動により女性スタッフの就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについて は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。
 - 5 第1項、第2項及び第4項の職場とは、勤務地のみならず、スタッフが業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

(禁止行為)

- 第3条 すべてのスタッフは、他のスタッフを業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、職場内において次の第2項から第5項に掲げる行為をしてはならない。また、自社のスタッフ以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。
 - 2 パワーハラスメント(第2条第1項の要件を満たした以下のような行為)
 - ①殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
 - ②人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃
 - ③自身の意に沿わないスタッフに対して、仕事を外し、長期間にわたり、別 室に隔離するなどの人間関係からの切り離し
 - ④長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求
 - ⑤管理職である部下を退職させるため誰でも遂行可能な業務を行わせる などの過小な要求
 - ⑥他のスタッフの性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ずに他のスタッフに暴露するなどの個の侵害
 - 3 セクシュアルハラスメント(第2条第2項の要件を満たした以下のような行為)
 - ①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
 - ②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
 - ③うわさの流布
 - ④不必要な身体への接触
 - ⑤性的な言動により、他のスタッフの就業意欲を低下せしめ、能力の発揮 を阻害する行為
 - ⑥交際・性的関係の強要
 - ⑦性的な言動への抗議又は拒否等を行ったスタッフに対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
 - ⑧その他、相手方及び他のスタッフに不快感を与える性的な言動。
 - 4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(第2条第5項の要件を満たした以下のような行為)
 - ①部下の妊娠・出産、育児·介護に関する制度や措置の利用等に関し、 解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
 - ②部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動

- ③部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ④部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- ⑤部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等
- 5 部下であるスタッフが職場におけるハラスメントを受けている事実を認めなが ら、これを黙認する上司の行為

(懲戒)

- 第4条 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。
 - ①第3条第2項(①を除く。)、第3条第3項①から⑤及び⑧及び第4項の行為を行った場合

就業規則第20条に定める戒告、訓戒、減給又は出勤停止

②前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合、第 3条第2項①又は第3条第3項⑥、⑦の行為を行った場合 就業規則第20条に定める懲戒解雇

(相談及び苦情への対応)

- 第5条 職場におけるハラスメントに関する相談窓口は本部事務局および各事業場で設けることとし、その責任者は事務局長とする。事務局長は、窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、必要な研修を行うものとする。
 - 2 職場におけるハラスメントの被害者に限らず、すべてのスタッフは、パワーハラスメントや性的な言動、妊娠・出産・育児休業等に関する就業環境を害する 言動に関する相談を相談窓口の担当者に申し出ることができる。
 - 3 相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、相談者のプライバシーに 配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他のスタッフ等に事 実関係を聴取する。
 - 4 前項の聴取を求められたスタッフは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
 - 5 所属長は事務局長に事実関係を報告し、事務局長は、問題解決のための措置として、第4条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。
 - 6 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

(再発防止の義務)

第6条 事務局長は、職場におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止策を講じなければならない。

(その他)

第7条 性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や要因になり得ること、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ることから、このような言動を行わないよう注意すること。

附 則

1. この規則は、令和 4年 4月 1日より実施する。